糸島市告示第２１９号

公　示　送　達　書

別紙に記載の者は、居所・住所（事業所、事務所）ともに不明につき、下記書類を送達することができないので、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２の規定に基づき、次のように公示送達をします。受領に来庁されれば、いつでも交付します。

令和８年１１月１１日

糸島市長　　月　形　祐　二

1　書類名

令和８年度国民健康保険税決定（更正）通知書　　４件

2　保管場所　　糸島市役所市民部国保年金課

（注意）

地方税法第２０条の２第３項の規定により、同条第２項の規定による措置を開始した日から起算して７日を経過したときに、書類の送達があったものとみなされます。

（別紙）

送達を受けるべき者	
住所	氏名
福岡県糸島市泊９２９番地４　KATSURAGI　Vi lle　B　１１１号	VIRYANANDO　EVAN RAHARDJA
福岡県糸島市泊９００番地３　セトルインターナショナル２１６号	BI　ZHIWEI
福岡県糸島市高田四丁目１番１８－２０１号	LI　DONGDONG
福岡県北九州市小倉北区馬借一丁目９番８－１９１１号	井上　雄理